

タクシーの運賃改定について、審査を開始します。

～千葉県A地区及び千葉県B地区の運賃改定について～

令和5年1月6日に、千葉県A地区及び千葉県B地区（別添参照）のタクシー事業者より、最初の運賃改定の要請（申請）があり、地域の車両数の70%を超える要請（申請）がありました。このため、運賃改定の要否判定を行ったところ、実績年度における適正利潤収支率が100%を下回り、値上げが必要との判定になったことから、運賃改定の審査を行うこととなりました。

今後、地域内の標準的な事業者の選定を行い、原価計算を行った上で、改定率を算出し、値上げ後の運賃を公示することとしております。

1. 運賃改定の要請内容

- ・千葉県A地区 別紙1のとおり
- ・千葉県B地区 別紙2のとおり

2. 運賃適用地域

別添のとおり

3. 実施時期：令和5年秋頃を予定

【参考】千葉県A地区及び千葉県B地区における過去の運賃改定状況

- ① 令和元年8月30日公示/令和元年10月1日実施
消費税転嫁 8→10%
- ② 令和元年12月13日公示/令和2年2月1日実施
 - ・千葉県A地区 改定率 9.94%
 - ・千葉県B地区 改定率 9.68%

連絡先 関東運輸局 自動車交通部 旅客第二課 石川・小川
電話：045-211-7246（直通）・FAX：045-201-8802

（配布先）横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、
関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

1. 要請期間 令和5年1月6日～令和5年4月5日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請状況 (令和5年3月24日時点)

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型	大型	普通	計(A)
法人	83 者	2 両	0 両	3,913 両	3,915 両

地区全体の 車両数(B)
4,448 両

要請車両数割合 (A÷B)×100
88.02 %

3. 要請における所要増収率 16.8%～22.9%

4. 要請運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
		距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額
普通	1	1.00 km	500 円	218 ～230 m	100 円	75 ～80 秒	100 円	30 分	3,900 ～4,050 円	30 分	3,900 ～4,050 円
	2	1.04 km	500 円	219 m	100 円	95 秒	100 円	30 分	4,040 円	30 分	4,040 円
	3	1.05 km	500 円	174 m	80 円	90 秒	80 円	30 分	4,000 円	30 分	4,000 円
	4	1.05 km	500 円	217 ～219 m	100 円	75 ～95 秒	100 円	30 分	3,340 ～4,030 円	30 分	3,340 ～4,030 円
	5	1.10 km	500 円	210 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	3,600 円	15 分	1,800 円
	6	1.11 km	500 円	223 m	100 円	80 ～95 秒	100 円	30 分	3,820 ～3,900 円	30 分	3,820 ～3,900 円
	7	1.16 km	550 円	174 m	80 円	95 秒	80 円	30 分	4,030 円	30 分	4,030 円
	8	1.16 km	550 円	219 m	100 円	75 ～95 秒	100 円	30 分	4,010 円	30 分	4,010 円

○参考(現行運賃)

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
		距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額
普通車		1.27 km	500 円	263 m	100 円	95 秒	100 円	30 分	3,340 円	30 分	3,340 円

5. 現行運賃改定

令和元年12月13日公示(令和2年2月1日実施)

1. 要請期間 令和5年1月6日～令和5年4月5日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請状況 (令和5年3月24日時点)

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型	大型	普通	計(A)
法人	49 者	19 両	7 両	1,027 両	1,053 両

地区全体の 車両数(B)
1,138 両

要請車両数割合 (A÷B)×100
92.53 %

3. 要請における所要増収率 15.6%～34.1%

4. 要請運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
		距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額
普通	1	1.02 km	500 円	219 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,130 円	30 分	4,130 円
	2	1.05 km	500 円	219 ～226 m	100 円	80 ～100 秒	100 円	30 分	3,500 ～4,120 円	30 分	3,500 ～4,120 円
	3	1.10 km	500 円	220 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	3,600 円	15 分	1,800 円
	4	1.11 km	500 円	231 m	100 円	100 秒	100 円	30 分	3,910 円	30 分	3,910 円
	5	1.16 km	550 円	226 m	100 円	100 秒	100 円	30 分	4,000 円	30 分	4,000 円
	6	1.21 km	500 円	240 m	100 円	90 秒	100 円	30 分	3,600 円	30 分	3,600 円
	7	1.21 km	550 円	186 m	80 円	100 秒	100 円	30 分	3,880 円	30 分	3,880 円
	8	1.30 km	500 円	250 m	100 円	100 秒	100 円	30 分	3,400 円	15 分	1,700 円

○参考(現行運賃)

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
		距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額
普通車		1.27 km	500 円	272 m	100 円	100 秒	100 円	30 分	3,330 円	30 分	3,330 円

5. 現行運賃改定

令和元年12月13日公示(令和2年2月1日実施)

別 添

運賃適用地域	適用地域(営業区域)	市町村名
千葉県A地区	京葉交通圏	市川市、船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市、八千代市及び浦安市
	東葛交通圏	松戸市、柏市、流山市、野田市及び我孫子市
	千葉交通圏	千葉市及び四街道市
	北総交通圏	佐倉市、成田市、香取市、八街市、印西市、富里市、白井市、印旛郡酒々井町、栄町、香取郡多古町、神崎町、東庄町及び山武郡芝山町
千葉県B地区	東総交通圏	銚子市、匝瑳市及び旭市
	山武・東金交通圏	東金市、山武市、大網白里市及び山武郡九十九里町、横芝光町
	市原交通圏	市原市
	外房交通圏	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、長生村及び夷隅郡御宿町、大多喜町
	南房交通圏	木更津市、君津市、袖ヶ浦市、富津市、鴨川市、館山市、南房総市及び安房郡鋸南町